

第 1 1 号議案

久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潯生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター条例（平成 2 6 年久留米市条例第 4 7 号）の制定に伴い、同条例の管理及び運営に関する規定が適用される久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潯生涯学習センター並びに附帯施設について、その管理及び運営に関する事項を定めようとするものである。

久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潯生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）のうち、久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潯生涯学習センター（以下「センター」という。）並びに附帯施設の管理及び運営に関する部分の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センター及び附帯施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
久留米市北野生涯学習センター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。
久留米市三潯生涯学習センター	午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。
附帯施設	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第3条 センター及び附帯施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

名称	休館日
久留米市北野生涯学習センター	(1) 第3日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日

	(3) 年末年始（12月28日から12月31日までの日及び1月2日から1月4日までの日をいう。以下同じ。）
久留米市三潯生涯学習センター	(1) 月曜日 (2) 法に規定する休日 (3) 年末年始
附帯施設	(1) 第3日曜日 (2) 法に規定する休日 (3) 年末年始

（使用許可の申請）

第4条 条例第7条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、久留米市生涯学習センター使用（使用変更）許可申請書（第1号様式）又は久留米市生涯学習センター附帯施設使用（使用変更）許可申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行うものとする。

(1) 久留米市北野生涯学習センター（大ホール、1階和室、中会議室、2階和室、視聴覚室及び2階小会議室に限る。） 使用日の6月前の日が属する月の初日から使用日の前日まで

(2) 久留米市北野生涯学習センター（前号に規定する施設を除く。） 使用日の前月の初日から使用日の前日まで

(3) 久留米市三潯生涯学習センター 使用日の7日前の日

(4) 附帯施設 使用日の前月の初日から使用日の前日まで

3 市又は教育委員会が主催する行事で使用する場合その他教育委員会が特に認める場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の申請を受け付けることができる。

（使用の許可）

第5条 教育委員会は、前条の申請を許可するときは、申請者に対し、

久留米市生涯学習センター使用（使用変更）許可書（第3号様式）又は久留米市生涯学習センター附帯施設使用（使用変更）許可書（第4号様式）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。

（使用中止届）

第6条 条例第7条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センター及び附帯施設の使用を中止しようとするときは、あらかじめ、久留米市生涯学習センター等使用中止届（第5号様式）に使用許可書等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第7条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第6条各号に掲げる者に対しては、使用場所への入場を拒否し、又は退場させること。
- (2) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと。
- (3) 施設の維持管理に必要な人員を配置すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に従うこと。

（入館者の守るべき事項）

第8条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) センター及び附帯施設を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上必要な指示に従うこと。

（損傷又は滅失の届）

第9条 使用者又は入館者は、センター及び附帯施設の施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第6

号様式)により教育委員会に届け出なければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市公民館条例施行規則及び北野コミュニティ施設条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 久留米市公民館条例施行規則(平成17年久留米市教育委員会規則第32号)

(2) 久留米市北野コミュニティ施設条例施行規則(平成17年久留米市教育委員会規則第37号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、前項の規定により廃止される前の久留米市公民館条例施行規則及び久留米市北野コミュニティ施設条例施行規則並びに久留米市農村環境改善センター条例施行規則を廃止する規則(平成27年久留米市規則第 号)により廃止される前の久留米市農村環境改善センター条例施行規則(平成17年久留米市規則第23号)並びに久留米市働く女性の家運営委員会規則等を廃止する規則(平成27年久留米市教育委員会規則第 号)により廃止される前の久留米市働く女性の家条例施行規則(平成17年久留米市教育委員会規則第42号)の各規定(久留米市働く女性の家条例施行規則の規定については、久留米市北野働く女性の家に係る部分に限る。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第 1 号様式(第 4 条関係)

久留米市生涯学習センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住所又は所在地

氏名又は団体名
(電話番号)

久留米市生涯学習センターを使用(使用変更)したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで (時間)
使 用 施 設	
使 用 設 備	
使用予定人数	
使 用 料	
備 考	

第2号様式(第4条関係)

久留米市生涯学習センター附帯施設使用（使用変更）許可申請書 年 月 日 久留米市教育委員会教育長 宛て 住所又は所在地 _____ 氏名又は団体名 _____ (電話番号 _____) 久留米市生涯学習センター附帯施設の使用（使用変更）を次のとおり申請します。			
施 設 名	1 金島ふれあい交流センター	2 弓削コスモス館	3 大城ますかげセンター
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 午前 時 分から 午前 時 分まで 時間 午後 午後		
使 用 室 名	☐ 交流ホール(全面・1/3室・2/3室・舞台) ☐ 控室		
使 用 物 品 の 種 類 ・ 数 量			
使用予定人数	人		
※ 使 用 料	使用室 円	冷・暖房 円	計 円
使用料免除 申請の有無	有 ・ 無		
備 考			

※印の欄は記入しないでください。

第3号様式(第5条関係)

久留米市生涯学習センター使用(使用変更)許可書

年 月 日

様

久留米市教育委員会教育長

印

年 月 日申請のありました久留米市生涯学習センターの使用(使用変更)を、下記のとおり許可します。

記

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分から 時 分まで(時間)
使 用 施 設	
使 用 設 備	
使用予定人数	
使 用 料	
備 考	

第4号様式(第5条関係)

		受 付 番 号	
		年 月 日	第 号
久留米市生涯学習センター附帯施設使用（使用変更）許可書 年 月 日 様 久留米市教育委員会教育長 印 久留米市生涯学習センター附帯施設の使用（使用変更）を次のとおり許可します。			
施 設 名	1 金島ふれあい交流センター	2 弓削コスモス館	3 大城ますかげセンター
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日()～ 年 月 日() 午前 時 分から 午前 時 分まで 時間 午後 午後		
使 用 室 名	☐ 交流ホール(全面・1/3室・2/3室・舞台) ☐ 控室		
使 用 物 品 の 種 類 ・ 数 量			
使用予定人数	人		
※ 使 用 料	使用室 円	冷・暖房 円	計 円
使用料免除 申請の有無	有 ・ 無		
備 考			

第 5 号様式(第 6 条関係)

久留米市生涯学習センター等使用中止届

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住所又は所在地 _____

氏名又は団体名 _____
(電話番号 _____)

下記のとおり、使用を中止します。

記

使用中止の日時	年 月 日 () 時から 時まで
使用中止の理由	
使用中止の施設	

※使用（使用変更）許可書を添付してください。

第 6 号様式(第 9 条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住所又は所在地

氏名又は団体名
(電話番号)

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年 月 日 時頃			発生場所		
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品 No.)
備考				受領印	記帳	

※ 氏名又は団体名、住所又は所在地、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

生涯学習センター条例の制定等に係る関係規則の整理について

1 趣旨

今年度9月議会にて、公民館等の生涯学習・社会教育施設の名称統合に関する諸条例が成立し、平成27年度から施行することに伴い、その管理運営等に関する規則の整理を行うもの。

地域	現行		改正後
久留米	生涯学習センター		生涯学習センター
	勤労青少年ホーム		勤労青少年ホーム
田主丸	田主丸複合文化施設（田主丸公民館）		田主丸複合文化施設（田主丸生涯学習センター）
	田主丸勤労青少年ホーム		田主丸勤労青少年ホーム
北野	北野公民館・北野働く女性の家		北野生涯学習センター
城島	城島総合文化センター（城島公民館）		城島総合文化センター（城島生涯学習センター）
	青少年ふれあいセンター・城島働く女性の家・天文台		城島ふれあいセンター
三潞	三潞公民館・三潞農村環境改善センター		三潞生涯学習センター

2 基本的考え方

管理運営等に関する事項のうち、「教育委員会の所掌に係る予算の執行」については市長の所掌事項である（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第5号）ため、使用料に関する部分については市規則で規定し、教育委員会規則ではそれ以外の管理運営事項等を定める。

なお、制定に当たっては、従前の公民館条例施行規則等の管理運営規定を原則踏襲する。

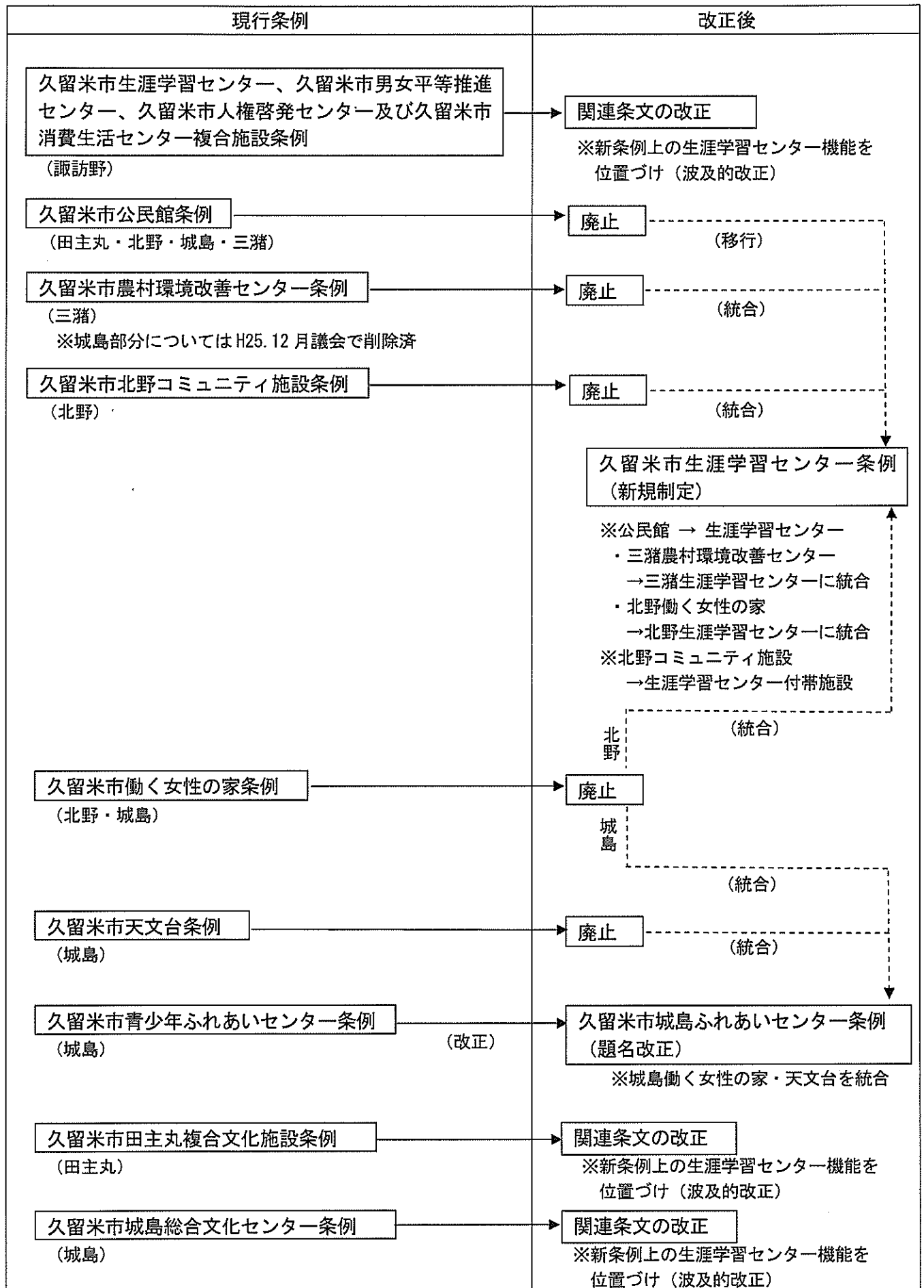
議案	趣旨
第11号議案 久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潞生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則	生涯学習センター条例の管理運営事項が適用される北野・三潞の生涯学習センターと附帯施設（旧北野コミュニティ施設）について、その管理運営事項を定めるもの
第12号議案 久留米市生涯学習センター運営委員会規則の一部を改正する規則	旧公民館運営審議会を引き継ぎ、田主丸・北野・城島・三潞の生涯学習センターに、それぞれ運営委員会を設置するもの
第13号議案 久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則	条例改正に伴い、施設名称の変更や条数の整理を行うもの
第14号議案 久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則の一部を改正する規則	条例改正に伴い、施設名称の変更や条数の整理を行うもの
第15号議案 久留米市田主丸複合文化施設条例施行規則の一部を改正する規則	申請書の様式等を見直すもの
第16号議案 久留米市働く女性の家運営委員会規則等を廃止する規則	条例廃止に伴い、関連する規則を廃止するもの

3 施行期日 平成27年4月1日

○規則改正の関連図

地域	現 行	改 正 後
諏訪野	生涯学習センター規則	改正なし
田主丸	田主丸複合文化施設条例施行規則	一部改正 * 様式の見直し
三 猪	公民館条例施行規則	廃止
北 野	北野コミュニティ施設条例施行規則	廃止
城 島	働く女性の家条例施行規則 働く女性の家運営委員会規則 働く女性の家指導員設置規則	廃止
城 島	青少年ふれあいセンター条例施行規則	城島ふれあいセンター条例施行規則 * 題名改正
城 島	天文台条例施行規則	廃止
城 島	青少年ふれあいセンター運営委員会規則	城島ふれあいセンター運営委員会規則 * 題名改正
城 島	天体運営委員会規則	廃止
城 島	城島総合文化センター条例施行規則	改正なし
城 島	城島総合文化センター運営委員会規則	廃止
全 体	生涯学習センター運営委員会規則	一部改正 * 新規設置する4センターの運営委員会の規定を追加

○ 9 月議会による条例改正等の関係図



第 1 2 号 議 案

久留米市生涯学習センター運営委員会規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター条例（平成 2 6 年久留米市条例第 4 7 号）の制定に伴い、久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成 1 7 年久留米市教育委員会規則第 3 6 号）の一部を改正しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会規則の一部を改正する
規則

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成１３年久留米市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２６条第２項」の次に「及び久留米市生涯学習センター条例（平成２６年久留米市条例第４７号）第１７条第２項」を加える。

第２条中「以下」を「久留米市生涯学習センター条例第２条第１項の表に掲げる施設をいい、以下」に改める。

第３条を次のように改める。

（定数）

第３条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	２０人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	１５人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	１５人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	１５人以内
久留米市三潆生涯学習センター運営委員会	１５人以内

附 則

（施行期日）

１ この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止）

２ 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則（平成１７年久留米市教育委員会規則第３３号）は、廃止する。

久留米市生涯学習センター運営委員会規則新旧対照表

現行	改正後												
(趣旨) 第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第26条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。 (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) センターの利用及び普及に関する事項 (3) その他特に必要と認める事項 (組織) 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。	(趣旨) 第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第26条第2項及び<u>久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号）第17条第2項</u>の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（<u>久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。</u>）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。 (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) センターの利用及び普及に関する事項 (3) その他特に必要と認める事項 (定数) 第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会</th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>久留米市生涯学習センター運営委員会</u></td><td><u>20人以内</u></td></tr> <tr> <td><u>久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会</u></td><td><u>15人以内</u></td></tr> <tr> <td><u>久留米市北野生涯学習センター運営委員会</u></td><td><u>15人以内</u></td></tr> <tr> <td><u>久留米市城島生涯学習センター運営委員会</u></td><td><u>15人以内</u></td></tr> <tr> <td><u>久留米市三潁生涯学習センター運営委員会</u></td><td><u>15人以内</u></td></tr> </tbody> </table>	委員会	定数	<u>久留米市生涯学習センター運営委員会</u>	<u>20人以内</u>	<u>久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>	<u>久留米市北野生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>	<u>久留米市城島生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>	<u>久留米市三潁生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>
委員会	定数												
<u>久留米市生涯学習センター運営委員会</u>	<u>20人以内</u>												
<u>久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>												
<u>久留米市北野生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>												
<u>久留米市城島生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>												
<u>久留米市三潁生涯学習センター運営委員会</u>	<u>15人以内</u>												

(参考)

○久留米市生涯学習センター条例

(運営委員会の設置)

第17条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潕生涯学習センター	久留米市三潕生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

○久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例

(運営委員会の設置)

第26条 次の表の左欄に掲げる各構成センターの円滑な運営を図るため、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

構成センター	運営委員会
生涯学習センター	久留米市生涯学習センター運営委員会
男女平等推進センター	久留米市男女平等推進センター運営委員会
人権啓発センター	久留米市人権啓発センター運営委員会

2 前項の運営委員会の組織及び所掌事務に関しては、久留米市生涯学習センター運営委員会については教育委員会が、久留米市男女平等推進センター運営委員会及び久留米市人権啓発センター運営委員会については市長が規則で定める。

○久留米市公民館条例（平成27年4月1日廃止）

(公民館運営審議会)

第16条 社会教育法第29条第1項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15人以内
久留米市北野公民館	22人以内
久留米市城島公民館	10人以内
久留米市三潕公民館	20人以内

第 13 号議案

久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 10 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンター条例（平成 16 年久留米市条例第 112 号）の一部改正に伴い、久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 36 号）の一部を改正しようとするものである。

久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正
する規則

久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則（平成１７年久留米市
教育委員会規則第３６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久留米市城島ふれあいセンター条例施行規則

第１条中「久留米市青少年ふれあいセンター条例」を「久留米市城島
ふれあいセンター条例」に改める。

第２条第１項中「久留米市青少年ふれあいセンター」を「久留米市城
島ふれあいセンター」に改め、同条第３項中「前２項」を「前３項」に
改め、同項を同条第４項とし、同条中第２項を第３項とし、第１項の次
に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、宿泊使用者は、使用を開始する日の午後
４時から使用を終了する日の午前１０時までセンターを使用するこ
とができる。

第４条第１項中「第５条第１項」を「第６条第１項」に、「使用許可（使
用変更許可）申請書」を「使用（使用変更）許可申請書」に改め、同条
に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定にかかわらず、天文台に設置する望遠鏡等（条例別表第
３に掲げる設備をいう。）の使用許可を受けようとする者については、
構成員が１０人以上の団体で、天体の観測等に係る研修計画を有して
いるものとする。

第５条中「使用許可（使用変更許可）書」を「使用（使用変更）許可
書」に改める。

第６条を削り、第７条を第６条とし、第８条を第７条とし、第９条を
第８条とする。

第１号様式及び第２号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

使用（使用変更）許可申請書							
					年 月 日		
久留米市教育委員会教育長 宛て							
申請者 団体名 _____ 代表者氏名 _____ 住所 _____ 使用責任者名 _____ 電話番号 _____							
下記のとおり、使用（使用変更）許可を申請します。							
使用 目的							
時間 使用 施設	室名	使用時間帯			時間	冷暖房使用	使用料
	1 視聴覚室	日	時から	日	時まで	有・無	円
	2 和室A	日	時から	日	時まで	有・無	円
	3 和室B	日	時から	日	時まで	有・無	円
	4 和室C	日	時から	日	時まで	有・無	円
	5 和室D	日	時から	日	時まで	有・無	円
	6 和室E	日	時から	日	時まで	有・無	円
	7 和室F	日	時から	日	時まで	有・無	円
	8 怪運動室	日	時から	日	時まで	有・無	円
	9 調理実習室	日	時から	日	時まで	有・無	円
	10 第1講習室	日	時から	日	時まで	有・無	円
	11 第2講習室	日	時から	日	時まで	有・無	円
宿泊	日 時から 日 時まで				() 泊	円	
	和室A ・ 和室B ・ 和室C ・ 和室D ・ 和室E ・ 和室F ・ 視聴覚室						
天文台 設備	大型望遠鏡	日 時から 日 時まで				円	
	小型望遠鏡	日 時から 日 時まで				円	
	太陽観測装置	日 時から 日 時まで				円	
使用料合計						円	
使用 人員 内訳	区分	4歳以上中学生まで	15歳以上(中学生を除く。) 20歳未満又は大学生		20歳以上 (大学生を除く。)	計	
	男	人	人		人	人	
	女	人	人		人	人	
	計	人	人		人	人	
その他							

第 2 号 様 式（第 5 条 関 係）

使用（使用変更）許可書								
						年 月 日		
団体名 _____ 代表者氏名 _____ 様								
久留米市教育委員会教育長								
下記のとおり、使用（使用変更）許可します。								
使用 目的								
時間 使用 施設	室名	使用時間帯				時間	冷暖房使用	使用料
	1 視聴覚室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	2 和室A	日	時から	日	時まで		有・無	円
	3 和室B	日	時から	日	時まで		有・無	円
	4 和室C	日	時から	日	時まで		有・無	円
	5 和室D	日	時から	日	時まで		有・無	円
	6 和室E	日	時から	日	時まで		有・無	円
	7 和室F	日	時から	日	時まで		有・無	円
	8 怪運動室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	9 調理実習室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	10 第1講習室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	11 第2講習室	日	時から	日	時まで		有・無	円
宿泊	日 時から 日 時まで					（ ） 泊	円	
	和室A ・ 和室B ・ 和室C ・ 和室D ・ 和室E ・ 和室F ・ 視聴覚室							
天文台 設備	大型望遠鏡	日 時から 日 時まで					円	
	小型望遠鏡	日 時から 日 時まで					円	
	太陽観測装置	日 時から 日 時まで					円	
使用料合計							円	
使用 人員 内訳	区分	4 歳以上中学生まで	15歳以上(中学生を除く。) 20歳未満又は大学生		20歳以上 (大学生を除く。)		計	
	男	人	人		人		人	
	女	人	人		人		人	
	計	人	人		人		人	
その他								

第 3 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に、「あて」を「宛て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(久留米市天文台条例施行規則の廃止)

- 2 久留米市天文台条例施行規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 39 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に、前項の規定により廃止される前の久留米市天文台条例施行規則及び久留米市働く女性の家運営委員会規則等を廃止する規則（平成 27 年久留米市教育委員会規則第 号）により廃止される前の久留米市働く女性の家条例施行規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 42 号。以下「旧働く女性の家規則」という。）の各規定（旧働く女性の家規則については、久留米市城島働く女性の家に係る部分に限る。）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則新旧対照表

現行	改正後
<u>久留米市青少年ふれあいセンター条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>久留米市青少年ふれあいセンター条例</u>（平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (開館時間及び休館日) 第2条 <u>久留米市青少年ふれあいセンター</u>（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。 2 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日（その日が土曜日及び日曜日に当たる日を除く。） (3) 12月28日から翌年1月4日までの日 3 前2項の規定にかかわらず、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。 (使用許可の申請) 第4条 条例第5条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、<u>使用許可（使用変更許可）申請書</u>（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の使用許可を受けようとする者は、構成員が4人以上の団体で、センターの設置目的の達成に寄与する内容の研修計画を有しているものとする。	<u>久留米市城島ふれあいセンター条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>久留米市城島ふれあいセンター条例</u>（平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (開館時間及び休館日) 第2条 <u>久留米市城島ふれあいセンター</u>（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>宿泊使用者は、使用を開始する日の午後4時から使用を終了する日の午前10時までセンターを使用することができる。</u> 3 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日（その日が土曜日及び日曜日に当たる日を除く。） (3) 12月28日から翌年1月4日までの日 4 前3項の規定にかかわらず、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。 (使用許可の申請) 第4条 条例第6条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、<u>使用（使用変更）許可申請書</u>（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の使用許可を受けようとする者は、構成員が4人以上の団体で、センターの設置目的の達成に寄与する内容の研修計画を有しているものとする。 3 前項の規定にかかわらず、<u>天文台に設置する望遠鏡等（条例別表第3に掲げる設備をいう。）の使用許可を受けようとする者については、構成員が10人以上の団体で、天体の観測等に係る研修計画を有しているものとする。</u>

現行	改正後
(使用の許可) 第5条 教育委員会は、前条の申請を許可したときは、<u>使用許可(使用変更許可)書</u>(第2号様式)を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。 <u>(原状回復の義務)</u> 第6条 使用者は、使用を終えたとき、又は<u>条例第10条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</u> (使用後の整理) 第7条 使用者は、使用を終えたときは施設及び附属設備の清掃整理をしなければならない。 (損傷又は滅失の届) 第8条 使用者は、センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届(第3号様式)を教育委員会に届け出なければならない。 (補則) 第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。	(使用の許可) 第5条 教育委員会は、前条の申請を許可したときは、<u>使用(使用変更)許可書</u>(第2号様式)を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。 (使用後の整理) 第6条 使用者は、使用を終えたときは施設及び附属設備の清掃整理をしなければならない。 (損傷又は滅失の届) 第7条 使用者は、センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届(第3号様式)を教育委員会に届け出なければならない。 (補則) 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 1 4 号議案

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンター条例（平成 1 6 年久留米市条例第 1 1 2 号）の一部改正に伴い、久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則（平成 1 7 年久留米市教育委員会規則第 3 5 号）の一部を改正しようとするものである。

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則の一部を改正する規則

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則（平成１７年久留米市教育委員会規則第３５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則

第１条中「久留米市青少年ふれあいセンター条例」を「久留米市城島ふれあいセンター条例」に、「第１３条第１項」を「第１５条第１項」に、「久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会」を「久留米市城島ふれあいセンター運営委員会」に改める。

第２条中「久留米市青少年ふれあいセンター」を「久留米市城島ふれあいセンター」に改める。

第３条中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２） 天体に深い関心と知識を持つ者

附 則

（施行期日）

１ この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（久留米市天体運営委員会規則の廃止）

２ 久留米市天体運営委員会規則（平成１７年久留米市教育委員会規則第３８号）は、廃止する。

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則新旧対照表

現行	改正後
<u>久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>久留米市青少年ふれあいセンター条例</u>（平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。）<u>第13条第1項</u>の規定により置かれた<u>久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会</u>（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 委員会は、<u>久留米市青少年ふれあいセンター</u>（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。 (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) センターの利用及び利用促進に関する事項 (3) その他特に必要と認める事項 (委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。 (1) センターの利用者 (2) 学識経験者 (3) その他教育委員会が必要と認める者	<u>久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>久留米市城島ふれあいセンター条例</u>（平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。）<u>第15条第1項</u>の規定により置かれた<u>久留米市城島ふれあいセンター運営委員会</u>（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 委員会は、<u>久留米市城島ふれあいセンター</u>（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。 (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) センターの利用及び利用促進に関する事項 (3) その他特に必要と認める事項 (委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。 (1) センターの利用者 (2) <u>天体に深い関心と知識を持つ者</u> (3) 学識経験者 (4) その他教育委員会が必要と認める者

第 1 5 号 議 案

久留米市田主丸複合文化施設条例施行規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

教育長 堤 正則

提 案 理 由

久留米市田主丸複合文化施設の使用許可申請書の様式等を見直すため、
規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市田主丸複合文化施設条例施行規則の一部を改正する
規則

久留米市田主丸複合文化施設条例施行規則（平成１７年久留米市教育委員会規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し中「中止又は変更」を「変更又は中止」に改め、同条第１項中「が」を「は」に改め、「使用の中止又は」を削り、「使用許可中止（変更）申請書」を「使用変更許可申請書」に改め、同条第２項中「使用の中止又は許可した事項の変更」を「前項の規定による申請」に、「使用許可中止（変更）許可書」を「使用変更許可書」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 使用者は、使用を中止しようとするときは、あらかじめ、使用中止届（第５号様式）に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第１号様式から第４号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

申請者住所

申請者氏名

下記のとおり、久留米市田主丸複合文化施設を使用したいので、申請します。
使用に当たっては、久留米市田主丸複合文化施設条例及び同条例施行規則を守ります。

記

使 用 日 時	自		年	月	日	曜日	午前・午後	時	分				
	至		年	月	日	曜日	午前・午後	時	分				
使用する部屋 (○で囲む。)	文化ホール	ホ	ー	ル	ス	テ	ー	ジ	リハーサル室				
		練	習	室	市民ギャラリー								
	生涯学習 センター	控	室	1	控	室	2	控	室	3			
		多目的研修室	研	修	室	1	研	修	室	2			
		工	作	室	調	理	実	習	室	和	室	1	
		和	室	2	茶	室	学	習	室	ラ	ウ	ン	ジ
使用目的 (具体的に)													
入場料の有無	1 有料	有料の場合入場料 (前売り 〃 当日 〃)											
	2 無料	席の形態	1 指定席	2 自由席	3 その他(〃)								
公演の場合 開終演時刻	開場	時	分	・	開演	時	分	・	終演	時	分		
	開場	時	分	・	開演	時	分	・	終演	時	分		
使用する備品等	有(別紙) 〃 無		特別設備設置		有(別紙) 〃 無								
使用団体名			使用予定人員		名								
使用責任者	(TEL 〃 〃)												
	緊急連絡先 (携帯等 〃 〃)												
使用料	円		湯沸しの使用		有・無								

※ 営利目的の場合は、要項・チラシ等の添付をお願いします。

第2号様式（第5条関係）

使用許可書

年 月 日

様

久留米市教育委員会教育長 印

下記のとおり、久留米市田主丸複合文化施設の使用を許可します。

記

許可番号	第 号 -				
使用日時	自	年	月	日	曜日
	至	年	月	日	曜日
使用する部屋 (○で囲む。)	文化ホール	ホー ル	ス テ ー ジ	リハーサル室	練 習 室
		控 室 1	控 室 2	控 室 3	市民ギャラリー
	生涯学習 センター	多目的研修室	研 修 室 1	研 修 室 2	研 修 室 3
		工 作 室	調理実習室	和 室 1	和 室 2
		茶 室	学 習 室	ラ ウ ン ジ	
使用目的 (具体的に)					
入場料の有無	1 有 料	有料の場合入場料 (前売り ・ 当日)			
	2 無 料	席の形態	1 指定席	2 自由席	3 その他 ()
公演の場合 開終演時刻	開場 時 分 ・ 開演 時 分 ・ 終演 時 分				
	開場 時 分 ・ 開演 時 分 ・ 終演 時 分				
使用する備品等	有 (別紙) ・ 無	特別設備設置	有 (別紙) ・ 無		
使用団体名		使用予定人員	名		
使用責任者	(TEL - -)				
	緊急連絡先 (携帯等 - -)				
使用料	円	湯沸しの使用	有・無		

第3号様式（第6条関係）

使用変更許可申請書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

申請者住所

申請者氏名

下記のとおり、久留米市田主丸複合文化施設の使用変更許可を申請します。

記

許可番号	第 号				
変更日時	自	年	月	日	曜日
	至	年	月	日	曜日
変更する部屋 (○で囲む。)	文化ホール	ホー ル	ス テ ー ジ	リハーサル室	練 習 室
		控 室 1	控 室 2	控 室 3	市民ギャラリー
	生涯学習 センター	多目的研修室	研 修 室 1	研 修 室 2	研 修 室 3
		工 作 室	調理実習室	和 室 1	和 室 2
		茶	室	学 習 室	ラ ウ ン ジ
使用料	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料		
	円	円	円		
備 考					

第4号様式（第6条関係）

使用変更許可書

年 月 日

様

久留米市教育委員会教育長

印

下記のとおり、久留米市田主丸複合文化施設の使用変更を許可します。

記

許可番号	第 号 ー									
変更日時	自	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分		
	至	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分		
変更する部屋 (○で囲む。)	文化ホール	ホー	ル	ス	テ	ー	ジ	リハーサル室		
		練	習	室	市民ギャラリー					
	生涯学習 センター	控	室	1	控	室	2	控	室	
		多	目的	研修室	研	修	室	1	研	修
		工	作	室	調	理	実	習	室	
和	室	1	和	室	2					
	茶	室	学	習	室	ラ	ウ	ン		
使用料	既納使用料		変更後の使用料		差引使用料					
	円		円		円					
備考										

第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第5号様式（第6条関係）

使用中止届

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

申請者住所
申請者氏名

下記のとおり、久留米市田主丸複合文化施設の使用を中止します。

記

許 可 番 号	第 号 ー										
中 止 日 時	自	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分			
	至	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分			
中止する部屋 (○で囲む。)	文化ホール	ホ ー ル	ス テ ー ジ		リハーサル室		練 習 室				
		控 室 1	控 室 2		控 室 3		市民ギャラリー				
	生涯学習 センター	多目的研修室		研 修 室 1		研 修 室 2		研 修 室 3			
		工 作 室		調理実習室		和 室 1		和 室 2			
		茶 室		学 習 室		ラ ウ ン ジ					
使 用 料	既 納 使 用 料			※ 徴 収 金			※ 還 付 使 用 料				
	円			円			円				
備 考											

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

久留米市田主丸複合文化施設条例施行規則新旧対照表

現行	改正後
(使用の中止又は変更) 第6条 条例第7条第1項の規定により文化施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、<u>使用の中止又は許可された事項の変更をしようとするときは、使用許可中止(変更)申請書(第3号様式)に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 教育委員会は、<u>使用の中止又は許可した事項の変更を許可したときは、使用許可中止(変更)許可書(第4号様式)を交付するものとする。</u>	(使用の変更又は中止) 第6条 条例第7条第1項の規定により文化施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された事項の変更をしようとするときは、<u>使用変更許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 教育委員会は、<u>前項の規定による申請を許可したときは、使用変更許可書(第4号様式)を交付するものとする。</u> 3 使用者は、<u>使用を中止しようとするときは、あらかじめ、使用中止届(第5号様式)に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u>

(参考) 現行の様式例

使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 あて

申請者住所

申請者氏名

下記のとおり、久留米市田主丸複合文化施設を使用したいので、申請します。

使用に当たっては、久留米市田主丸複合文化施設条例及び同条例施行規則を守ります。

記

使 用 日 時	自 至	年 年	月 月	日 日	曜日 曜日	自 至	午前・午後 午前・午後	時 時	分 分		
使用する部屋 (○で囲む。)	文化ホール	ホ	ー	ル	ス テ ー ジ	リ	ハ ー サ ル 室	練	習 室		
		控	室	1	控	室	2	控	室	3	
	ギャラリー	市	民	ギ ャ ラ リ ー	ホ	ワ イ エ	ラ	ウ ン ジ			
	生涯学習 センター	多	目	的	研 修 室	研	修 室	1	研	修 室	2
		研	修	室	3	工	作	室	調	理	実 習 室
		和	室	1	和	室	2	茶	室		
		学	習	室	その他 ()						
使用目的 (具体的に)											
入 場 料 の 有 無	1 有 料	有料の場合入場料 (前売り ・ 当日)									
	2 無 料	席 の 形 態	1 指定席	2 自由席	3 その他 ()						
公 演 の 場 合	開場 時 分 ・ 開演 時 分 ・ 終演 時 分										
開 終 演 時 刻	開場 時 分 ・ 開演 時 分 ・ 終演 時 分										
使用する備品等	有 (別紙) ・ 無	特 別 設 備 設 置				有 (別紙) ・ 無					
使用団体名		使用予定人員				名					
使用責任者	(TEL — —)										
	緊急連絡先 (携帯等 — —)										
使用料	円										
使用の可否	許可する 許可しない										

※ 営利目的の場合は、要項・チラシ等の添付をお願いします。

第 1 6 号 議 案

久留米市働く女性の家運営委員会規則等を廃止する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市働く女性の家条例（平成 1 6 年久留米市条例第 1 1 0 号）の
廃止に伴い、関連する教育委員会規則を廃止しようとするものである。

久留米市働く女性の家運営委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 久留米市働く女性の家運営委員会規則(平成17年久留米市教育委員会規則第41号)
- (2) 久留米市働く女性の家条例施行規則(平成17年久留米市教育委員会規則第42号)
- (3) 久留米市働く女性の家指導員設置規則(平成19年久留米市教育委員会規則第4号)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大塚古墳歴史公園竣工式の開催について

(1) 式典

【日時】 平成27年4月5日(日) 午後1時30分(受付 午後1時より)

【場所】 大塚古墳歴史公園(住所 久留米市田主丸町石垣 2-1 外)

雨天時: 水縄小学校体育館(久留米市田主丸町石垣 889)

【内容】 主催者挨拶 来賓挨拶 来賓紹介 祝電披露

記念コンサート

・水縄太鼓(水縄小学校)、みのうの風(水縄校区コーラス)

除幕式 古墳の説明

(2) 施設概要

大塚古墳歴史公園は、国指定史跡田主丸大塚古墳を主体とした歴史公園であり、整備事業は2期に分けて実施した。第1期事業として平成18年度に、市道北側の公園部分(16,798 m²)を既に供用を行っている。

第2期事業である今回の整備は、史跡部分(11,970 m²)にあたり、6世紀後半において九州最大の前方後円墳である田主丸大塚古墳の形状を復元するとともに、防災や景観に配慮した史跡公園として整備した。

今後は耳納北麓東部の交流の場として、活用を図っていく。

【整備内容】 田主丸大塚古墳墳丘の形状復元 周辺緑地整備 雨水排水対策

(3) 事業費

約1億6千3百万円(工事費 1億6千万 委託費等 3百万)

主な財源 国庫補助金(史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業) 県費補助金
合併特例債

(4) 供用開始

平成27年4月5日



久留米市東部運動公園、山本運動広場 オープン記念式典の開催について

久留米市東部運動公園

(1) 記念式典

- 【日時】 平成27年3月28日(土) 午前9時 (受付 午前8時半より)
【場所】 久留米市東部運動公園(住所 久留米市田主丸町中尾1270)
雨天時: ゆうかり学園交流ホール(住所 久留米市田主丸町中尾1272-1)
【内容】 テープカット
式典(開会、主催者挨拶、来賓挨拶、来賓紹介・祝電披露、建設概要報告、感謝状贈呈、閉会)

(2) 施設概要

東部運動公園は、竹野地区県営圃場整備事業の非農用地約56,000㎡を、本市の東部地域のスポーツ施設として整備。

- 【主な施設】 多目的グラウンド 約26,000㎡
(軟式野球2面、トラック1面400m、サッカー一般1面)
芝生広場 約8,700㎡(グラウンド・ゴルフ2面)
遊戯広場、駐車場(121台)

(3) 事業費

約10億4千万円(用地費 2億7千7百万円、工事費7億7百万円、委託料・備品等)
主な財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、合併特例債

(4) 供用開始

平成27年4月1日

久留米市山本運動広場

(1) 記念式典

- 【日時】 平成27年3月28日(土) 午前10時30分 (受付 午前10時より)
【場所】 久留米市山本運動広場(住所 久留米市山本町豊田1337)
雨天時: 山本小学校体育館(住所 久留米市山本町耳納90)
【内容】 テープカット
式典(開会、主催者挨拶、来賓挨拶、来賓紹介・祝電披露、建設概要報告、感謝状贈呈、閉会)

(2) 施設概要

山本運動広場は、山本町豊田地区県営圃場整備事業の非農用地8,267㎡と民有地1,401㎡を買収し、多様なスポーツが行える運動広場として整備。また、秋の紅葉シーズンの「柳坂ハゼ祭り」やみどりの里づくりの臨時駐車場としての利用が可能である。

- 【主な施設】 運動広場(軟式野球1面、グラウンド・ゴルフ1面、8人制サッカー1面)
駐車場(30台)

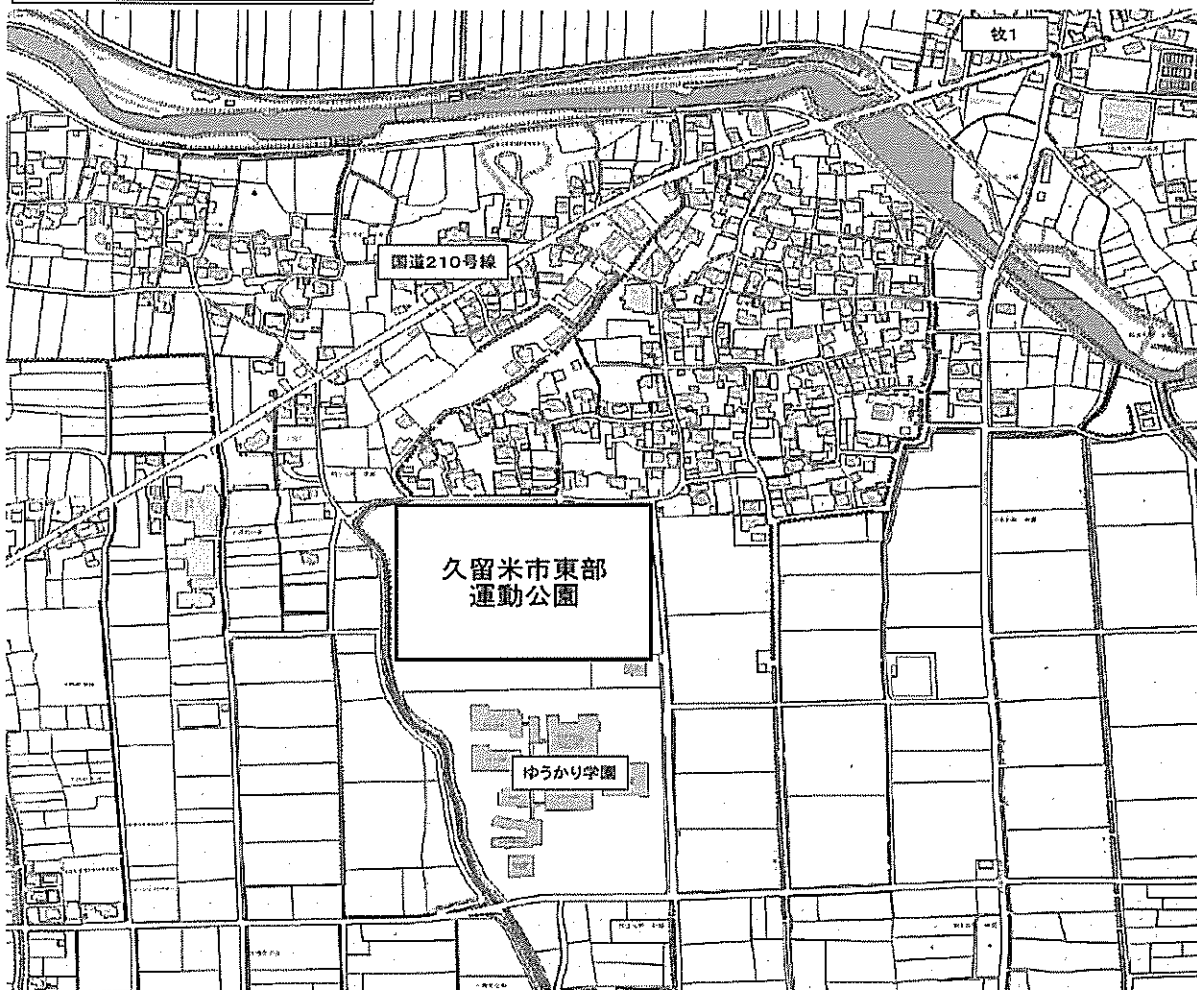
(3) 事業費

約1億9千5百万円(用地費 4千8百万円、工事費1億2千8百万円、委託料等)
主な財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金、がんばる地域臨時交付金)、公共事業債

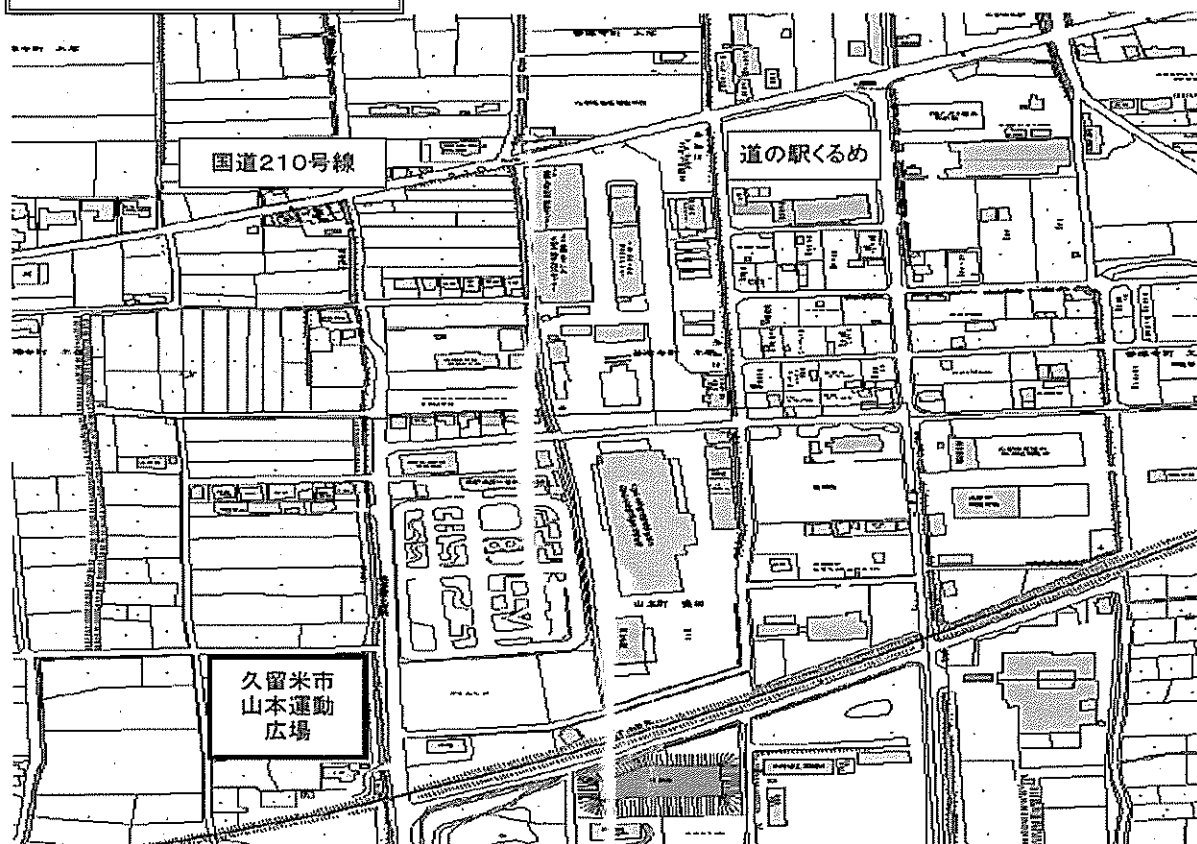
(4) 供用開始

平成27年4月1日

久留米市東部運動公園



久留米市山本運動広場



青少年の健全育成（非行防止）活動について

1 久留米市の少年非行情勢

久留米市の少年非行の現状は、刑法犯少年の検挙補導人員（表 1）のとおり、年々少子化の影響もあり全体的には減少傾向を示している。

しかしながら、非行者率（表 2）を見ると、平成 25 年の福岡県の 8.4%は全国第 2 位と高い数値であるが、久留米市はそれを上回ることから、以前憂慮すべき状況である。

なお、刑法犯少年の罪種別（表 3）で見ると、非行の中心は窃盗で全体の 62%を占めているが、その中の万引き（59 人）、オートバイ盗（53 人）、自転車盗（25 人）、また、それに占有離脱物横領（54 人）を含めた、単純な動機から安易に行われることが多い、いわゆる「初発型非行」が全体の 74%を占めている。

表 1 久留米市の刑法犯少年の検挙補導人員（居住地別）

単位：人	H21	H22	H23	H24	H25
検挙補導人員	367	288	362	242	259

表 2 少年の非行者率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
久留米市	11.8	9.3	11.8	7.9	8.5
福岡県	12.5	12.6	10.7	9.8	8.4
全 国	8.9	8.6	7.9	6.6	5.8

※非行者率とは、10 歳から 19 歳までの少年人口 1,000 人当たりの検挙補導人員をいう。

表 3 久留米市の刑法犯少年の罪種別検挙補導人員（居住地別）

単位：人	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	占離	その他	計
H25	1	29	161	54	14	259

※占離とは、占有離脱物横領のことで、道路などにある放置自転車等を勝手に乗り回す犯罪行為をいう。

2 非行防止活動の要員体制

少年の非行防止については、市単独でできるものではなく、地域や学校、警察等の関係機関などとの協働のもと、効果的かつ継続的に行うことが重要である。

そのため、青少年育成課には、地域を担当する専任少年指導員 14 名及び重点地域等の巡回を行う警察 OB の特別少年補導員 3 名、また、福岡県警察本部より派遣された現職警部である青少年指導主幹、さらには、現職の教職員を青少年育成主査として配置し、これら関係機関・団体との連携が円滑に、かつ効果的に行える体制を整えている。

3 警察との連携について

市が少年の非行防止活動を進めるうえで、警察との連携は特に最重要であると考えられる。少年の犯罪行為による検挙補導については、警察の権限によりなされるものであるが、犯罪行為に当たらない不良行為の段階での早期発見、そして早期の指導が少年非行の防止には重要である。

平成 25 年に久留米警察署管内で補導された不良行為少年（表 4）は、喫煙と深夜徘徊で全体の 95%を占めており、少年の不良行為を放置していると、次第にエスカレートし、犯罪を起こすことも考えられることから、早期発見・早期指導が重要である。

久留米市では、現職警部である青少年指導主幹による警察との協力体制が円滑かつ迅速にできることから、不良行為少年の早期対応への取り組みや、さらに規範意識の醸成による未然防止のため、警察と連携して小学生を対象とした薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施している。

表 4 久留米警察署管内の不良行為少年（行為別）

単位 (人)	喫煙	飲酒	薬物	暴走 行為	深夜 徘徊	怠学	不良 交友	その他	合計
H23	3,116	97	0	145	4,008	69	258	76	7,769
H24	3,596	84	0	73	3,790	80	154	68	7,845
H25	2,879	48	0	47	3,386	51	138	42	6,591
前年比	-717	-36	±0	-26	-404	-29	-16	-26	-1,254

4 学校との連携について

下表（表 5）から不良行為少年の中心は、中学生、高校生及び無職少年であることから、その対策が必要である。（無職少年は後述）

そのため、学校との連携として、中学校及び高校の生徒指導連絡協議会に

毎月 1 回参加し、情報の交換やその対応を協議している。

また、中学校では担当の専任少年指導員が生徒指導部会へ参加し、情報の共有化を図りながら生徒の問題行動への対応を協議している。

特に、中学校だけでの対応が困難な場合については、学校長の要請により、専任少年指導員を一定期間派遣し、学校内の巡回や、問題行動の生徒への対応などに学校と連携した生徒指導を行っている。

表 5 久留米警察署管内の不良行為少年（学識別）

単位:人	小学	中学	高校	その他	有職	無職	合計
H23	8	1,734	2,773	107	969	2,178	7,769
H24	13	2,600	2,577	144	697	1,714	7,745
H25	14	2,039	2,191	58	505	1,784	6,591
前年比	+1	-561	-386	-86	-192	+70	-1,154
全体比	0.2%	30.9%	33.2%	0.9%	7.7%	27.1%	

5 地域との連携

地域で青少年の健全育成に関わる少年育成指導員（校区毎の子ども人口に応じ 3 人～10 人）を委嘱し、地域での巡回活動などの非行防止活動を行っている。特に校区の祭り等の行事や、夜間パトロールにも、専任少年指導員と連携して非行防止活動を実施している。

また、警察庁のまとめによると、13 歳未満の子どもの連れ去りや誘拐は、午後 2 時から午後 6 時までの時間帯に約半数が、また、路上などの自宅周辺で多く発生していることから、特に地域との連携による活動が重要である。

そのため、市内でも数多く報告されている不審者や変質者の発生情報に対しても、地域の子ども安全パトロール隊等との情報の共有化に努めながら連携して子どもの安全見守りに努めている。

6 非行を生まない社会づくりについて

平成 24 年 5 月に、保護者や地域、関係機関・団体の 27 団体（表 6）で構成する「久留米市青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部」を設立した。

この対策本部には、「少年非行・薬物乱用防止対策」、「健全育成・安全確保対策」、「立ち直り支援推進」の 3 つの青少年対策ごとに部会を設置し、その部会を中心とした活動を行いながら、少年非行や薬物乱用防止対策、子どもの安全や立ち直り支援などの青少年対策を、一体的に取り組むことにより効果的に推進していくとともに、社会全体が子どもを見守り、そして育ててい

く社会を目指している。

その意識を広めるため、活動の初年度である平成 25 年度は、非行を生まない社会づくりの必要性を市民に伝えるため、市や構成団体が行なうイベントでのチラシの配布や広報誌などによる広報活動を重点的に行なった。

平成 26 年度は、社会全体で子どもに関わる必要性が市民に十分伝わっていないこともあり、広報周知活動を継続するとともに、部会構成団体が一体となった活動を実施することで、より多くの市民の意識を高めながら、非行を生まない社会づくり活動に社会全体で取り組んでいくよう取り組んで行く。

表 6 非行を生まない社会づくり推進対策本部構成団体（27 団体）

久留米市	久留米児童相談所
久留米警察署	久留米市青少年育成市民会議
久留米市議会	校区青少年育成協議会連絡会議
久留米市教育委員会	安全パトロール隊
うきは警察署	久留米市小学校校長会
久留米三井薬剤師会	久留米市中学校生徒指導連絡協議会
久留米中央ロータリークラブ	久留米地区高校生徒指導協議会
筑後地区警察署少年補導員連絡会	久留米市小学校父母教師会連合会
久留米少年サポートセンター	久留米市中学校父母教師会連合会
久留米市保健所	久留米公共職業安定所
久留米ライオンズクラブ	未来少年久留米運営会議
国際ソロプチミスト久留米	久留米保護区保護司会
久留米市防犯協会連合会	久留米更生保護女性会
北筑後教育事務所	

7 「みらくるホーム」の活動について

上記の学識別久留米警察署管内の不良行為少年（表 5）の中心の一つである無職少年対策も重要な課題であり、そのまま放置すると、目的意識を持たないまま、安易に非行を繰り返し行うことで、より非行が深刻化していくことも考えられることから、早期に大人が適切に関わり、少年が自由に来所できる居場所が必要であったため、平成 21 年 11 月に少年たちの居場所となる「みらくるホーム」を設置した。

現在、支援活動コーディネーター 3 名体制で、常時複数で少年と関わりながら、「みらくるホーム」での早期の立ち直り支援に努めている。

「みらくるホーム」の概要

開所日 祝日及び年末年始以外
 開所時間 月～金曜日：午後 1 時から午後 6 時
 土、日曜日：午後 1 時から午後 5 時
 主な活動 体験活動（奉仕活動、職場体験、レクリエーション活動、研修など）
 学習支援（免許取得など）
 就労支援（履歴書、模擬面接など）

相談実績（単位：件）

	来所	電話	訪問	合計
21 年度	129	63	0	192
22 年度	635	428	13	1,076
23 年度	463	721	24	1,208
24 年度	370	775	82	1,227
25 年度	741	837	172	1,750
合計	2,338	2,824	291	5,453

登録少年数の推移（単位：人）

	新規 登録者	終了者				年度末 登録者
		就職	就学	その他	合計	
21 年度	13	0	0	0	0	13
22 年度	57	19	1	14	34	26
23 年度	21	24	0	10	34	23
24 年度	19	25	0	7	32	10
25 年度	37	16	3	11	30	17
累計	147	84	4	42	130	

8 その他の連携について

そのほか、児童生徒の非行等の問題に係る関係者で組織する久留米市児童生徒健全育成コア会議での学校現場等への指導助言や、事業者等と万引き防止の対策を協議する万引き防止懇談会、関係機関とたばこ業界による未成年者の喫煙防止について協議する未成年者喫煙防止対策協議会等、各業界関係者との情報の共有化や対応策の協議を行いながら、連携して少年の非行防止に取り組んでいる。

